

車両後退表示投影装置に関する国際基準

- 新たに車両後退表示投影装置（自動車の後退時に車両後方の路面に図柄を投影することにより、歩行者や自転車利用者等の周囲の交通に対してその旨を示す灯火）の国際基準の改正が国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において採択され、自動車に車両後退表示投影装置の装備が可能となるよう道路運送車両の保安基準等を改正する。
- 本装置により、車両と歩行者等との事故の未然防止が期待できる。

対象車種

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車を除く。）

主な要件

作動条件	後退灯の点灯時
色・形状等	白色の長方形を組み合わせた表示を最大2セット（図1参照）
投影可能な範囲	自動車後方の路面の一定範囲（図2参照）
光度	路面に照射する光の光度は12,000 cd以下 ただし、雨天時においては、路面からの反射による眩しさを低減するため、自動的に消灯又は光度を8,000 cd以下に低減



図1 色・形状のイメージ

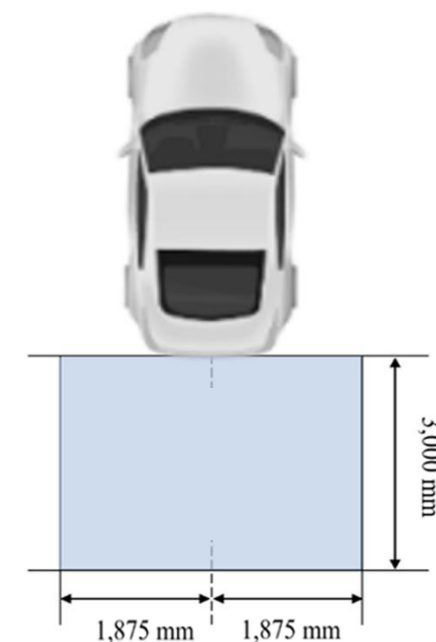


図2 投影可能な範囲